

浜松市立富塚小学校PTAホームページ運用ガイドライン

(趣旨)

第1条 このガイドラインは、浜松市立富塚小学校PTA規約（以下「規約」という。）第25条の規定に基づき、浜松市立富塚小学校PTA（以下「PTA」という。）が運営するホームページ（以下「ホームページ」という。）の運用について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 このガイドラインにおける用語の意義は、規約の例による。

(運用体制)

第3条 ホームページの運用責任者等は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 運用責任者 規約第8条第1項第1号の会長

(2) 運用管理者 規約第8条第1項第2号の副会長のうち、会長が指名する者

2 運用責任者は、ホームページの運用を総括する。

3 運用管理者は、ホームページの運用に関する事務をつかさどる。

4 運用責任者は、ホームページの運用において必要があると認める場合は、常任理事会の承認を得て、会員のうちから運用協力者（一の年度を限度とし、当該運用等に必要な支援及び協力を行う者をいう。）を指名することができる。

5 運用管理者は、ホームページの運用において必要があると認める場合は、常任理事会の承認を得て、指定する専門部に必要な協力を求めることができる。

(運用方針等)

第4条 ホームページは、規約第3条に定める目的の達成に資する範囲で、規約第5条の事業に係る情報の掲載等を行う。

2 次に掲げる情報は、掲載等してはならない。

(1) 個人の氏名、生年月日、性別、家族構成その他個人情報に係るもの（本人の同意を得た場合を除く。）

(2) 文章、写真、イラスト、音声・音楽、動画などの素材であって、著作権がPTAに帰属しないもの（当該権利を有する者の使用許諾を得、かつ第三者による複製、引用などについて注釈を明記する場合を除く。）

(3) 写真などであって、個人の肖像権を侵害するおそれがあるもの（本人の同意を得た場合又は個人が特定できない場合を除く。）

(4) 公序良俗に反するおそれがあるもの

(5) その他運用責任者が適当でないと認めるもの

3 運用管理者は、何人もホームページに係る意見、問合せ等が行えるよう、必要な措置を講ずるものとする。

4 運用管理者は、ホームページを更新したときは、速やかに運用責任者に報告するものとする。

5 運用責任者は、特に必要があると認める場合は、第1項及び第2項の規定に関わらず、運用管理者に指示し、ホームページの掲載内容を変更し、又は削除することができる。

6 運用責任者は、ホームページの運用の適正確保に向け、必要な情報の収集、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(訂正措置等)

第5条 前条第3項その他の方法により、掲載内容の訂正、削除等の措置の要請があった場合、運用管理者は、速やかに、運用責任者に報告するとともに、当該要請に係る部分の記載を一旦非公開とし、当該要請の内容、非公開としたホームページの内容その他講じた措置を記録しなければならない。

2 運用責任者は、次の常任理事会において当該要請の内容を報告し、これに係る対応を協議しなければならない。ただし、特に緊急を要するため常任理事会を開催する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときは、運用責任者は、運用管理者と協議の上、速やかに必要な対応を取ることができる。

3 前項ただし書の対応について、運用責任者は、次の常任理事会においてこれを報告し、その承認を求めるものとする。

(雑則)

第6条 このガイドラインに定めるもののほか、ホームページの運営について必要な事項は、運営責任者が別に定める。

附 則

1 このガイドラインは、平成30年4月24日から施行する。

2 富塚小学校PTAホームページ運営規約は、廃止する。